

平成30年度11月（第8回）雲仙市教育委員会定例会会議録

期 日 平成30年11月21日（水）午後1時30分から午後3時15分

場 所 雲仙市千々石庁舎（教育委員会事務局）第2会議室

出席者 ・山野義一教育長 ・徳永 卓教育長職務代理者
・平山田鶴子委員 ・中村妙子委員 ・森下祐樹委員
・事務局（本多教育次長、小松総務課長、下田学校教育課長、久保田スポーツ振興課長、柴崎生涯学習課長、総務課森田参事補（書記））

欠席者 なし

会議日程

第1 前回会議録の件

第2 報告事項

- (1) 教育長の報告
- (2) 各課の事業等の取組状況及び計画
- (3) 各課からの報告

第3 付議事項

- 議案第18号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（平成30年度一般会計補正予算（第3号）について）
- 議案第19号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（平成30年度一般会計補正予算（第4号）について）
- 議案第20号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（動産の買入れについて）

第4 その他

- ・次回雲仙市教育委員会定例会の招集日程について

教育長が平成30年度11月（第8回）雲仙市教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 前回会議録承認の件

「前回会議録承認の件」を議題とし、第7回定例会会議録署名委員に徳永委員及び中村委員を指名する。

事務局

- ・定例会会議録を読み上げ提案する。

教育長

- ・意見、質問がないことから第7回定例会会議録の承認を宣言する。

日程第2 報告事項

(1) 教育長報告

教育長が資料により、月例報告について説明・報告する。

教育長

- ・意見、質問がないことを確認する。

(2) 各課の事業等の取組状況及び計画

事務局

- ・資料により各課別に説明する。
併せて総務課より、前回定例会で奨学金返済制度について、補助金の制度を新設予定と説明していたが、今回の教育委員会の案では多数の理解を得られないのではないかとの結論に至り、議会への提案を見送ったとの説明を行う。

委員

- ・統合型校務支援システムについて説明願いたい。

事務局

- ・統合型校務支援システムは、教職員が職員室で使用する業務システム（パソコン）を県下で統一したシステムに変更することにより、教職員が（県内の）どこの学校へ行っても同じシステムが使えることで事務の軽減を図ることを目的としている。

事務局

- ・プロポーザルについては（11/14）終了し、11/21 に業者選定について県より報告があっている。本年度は試行期間ということで、文部科学省から補助を受け、長崎市・小値賀町・長与町が実施しており、その効果を見ながら全県下に広めて行くことを聞いている。本市としては来年度もしくは再来年度からの導入を目指したい。

委員

- ・奨学金の夜間滞納徴収について、どのくらいの頻度で訪問されているのか。

事務局

- ・職員が夜間に督促の電話を行っており、徴収率自体は上がっている。しかしながら、返済に対し理解を得られない家庭もあるので、そのような家庭へ月に数件訪問している。直ぐに返済には結びつくことは少ないが、返済の意識を高めていただくためにも引き続き訪問していく必要がある。本年は、市収納推進課と連携し、収納状況が良くない方については家庭裁判所に届出をし、給与の差し押さえを行う等の次の段階に進めないか検討している。

委員

- ・学校給食費の未納について、どのような状況か。

事務局

- ・平成30年度の未納額は、国見給食センター管内で42万円（43件）、南部給食センター管内で54万円（47件）である。この中には4月から1度も支払っていない者もあり、このような方については、毎月給食センターから催促の手紙を学校を経由してお渡ししているが、なかなか納付に繋がっていない。1学期については、6月～7月には未納者に直接給食センターに来てもらって納付（分割納付）の相談をしてもらっている。それでも、反応が無い家庭については、給食センター長と学校教育課職員及び給食会長が自宅へ出向き督促を行っている。

委員

- ・教職員の長期病気休暇（3名）について、この休暇を取得されている方は学校の長時間勤務に影響しているのか。

事務局

- ・長時間勤務による病気休暇は一切いない。

（3）各課からの報告

学校教育課より、雲仙小学校の保護者との話し合い（11/2実施）について報告する。

学校教育課より、部活動等に係る活動指針について報告する。

委員

- ・『平日においては、長くとも2時間以内（19時完全終了）』の根拠、また仮にこれを守らなかった場合の取扱はどうなるのか。

事務局

- ・19時終了としたのは、19時から学校体育施設から社会体育施設に切り替わることから、社会体育へ引き継がなければならないためである。

教育長

- ・19時というのは子ども達が既に下校している状態であり、帰宅する準備を行っている時間帯ではない。学校教育課やスポーツ振興課は、抜き打ちで状況把握を行い、それらの時間を守られていなかった場合は、校長へ指導を行い、社会体育の指導者に対しても指導しなければならない。指導者にきっちり伝えなければならないことは、時間を守らず19時以降に万一事故があった際は、責任問題が発生することである。市教委としては徹底していきたい。

委員

- ・本件に関しては学校の顧問が責任者であるが、外部指導者や保護者にも徹底していただきたい。熱心な外部指導者や保護者に対して、責任者である顧問が板ばさみ（何も言えない）状態となり、部活動の時間帯が守られないことも考えられる。指導者・保護者・顧問それぞれが理解されるよう、校長先生から周知徹底をお願いしたい。

日程第3 付議事項

- 1、議案第18号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（平成30年度一般会計補正予算（第3号）について）
- 2、議案第19号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（平成30年度一般会計補正予算（第4号）について）

事務局

- ・議案により説明

委員

- ・エアコン設置に関して、国からの補助金はどれくらいになるのか。

事務局

- ・国からは3分の1の補助があるが、実際は国の基準単価で計算した額の3分の1となり基準単価と工事費の見込額と比較すると約半分以下の基準単価となるため、実際の補助率としては8%程度になる。しかも、普通教室のみの補助であり、普通教室を優先して補助されるようになっている。市教委においては特別教室にもエアコン設置を予定しており、またそれに伴う高圧受電施設（キュービクル）も設置する予定であるが、これには補助が付かないため、結果的に国からの補助は8%程度になる。最終的な市の負担額は336,000千円程度になると想定している。

委員

- ・学校給食センター施設整備事業において、給食配送トラックを購入するのに何故1年以上かかるのか。

事務局

- ・トラックのみの購入であれば1年以上かからないが、荷室の改造やリフトを設置することで時間がかかる。リフトは車両のディーラーで設置が出来ず、他の業者により設置しなければならないことで、納期は12ヶ月から14ヶ月を見込んでいる。

教育長

- ・ほかに意見、質問がないことから承認を宣言する。

3、議案第20号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（動産の買い入れについて）

事務局

- ・議案により説明

教育長

- ・ほかに意見、質問がないことから承認を宣言する。

日程第4 その他

- 1、長崎県市町村教育委員会研究大会の参加委員より、各分科会の状況を報告する。
- 2、平成30年12月25日（火）午後1時30分から12月定例会を雲仙市千々石庁舎（教育委員会事務局）第2会議室で開催することを確認する。

教育長

- ・ほかに意見、質問、報告等がないことを確認し、平成30年度11月（第8回）雲仙市教育委員会定例会の閉会を宣言する。